

# 1. 住民登録に関する手続き

## マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

### 手続き カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カード、住民基本台帳カードを所持していた場合、死亡日をもってカードは使用不可となります。 マイナンバーカード、個人番号通知カード、住民基本台帳カードを返却してください。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード・個人番号通知カード返却後、確認することができなくなります。 <u>すべての手続きが完了してから返却いただくか、番号を控えておくことをお勧めします。</u>	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード・個人番号通知カード <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民課 ☎ 0856-31-0222 FAX 0856-24-0180

## 印鑑登録をしていた

### 手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は使用不可となりますので、返却または破棄してください。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課 ☎ 0856-31-0222 FAX 0856-24-0180